

砂川駅前地区整備基本設計委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

砂川市長 善 岡 雅 文

## 1 業務概要

- (1) 業務名 砂川駅前地区整備基本設計委託
- (2) 業務内容 別紙「砂川駅前地区整備基本設計委託 特記仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月15日まで。

## 2 参加資格

- (1) 公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。
  - ア 公募の日において、砂川市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
  - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - エ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、砂川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - カ 参加しようとする他の者との間に、次の(i)～(iii)の基準のいずれかに該当する関係が無いこと
    - (i) 資本関係
      - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定

する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ii) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし (a) については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(iii) その他、選定手続の適正さが阻害されると認められる関係、上記(i)又は(ii)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

キ 参加表明書を提出するものは、平成23年4月以降に行った新築又は改築に関わる設計業務のうち、同種又は類似業務のものについて1件以上、着手又は完了した実績があること。

注1) 「同種業務」とは、北海道内において新築する国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の延床面積が1000㎡以上の公共施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

注2) 「類似業務」とは、国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

### 3 業務上の条件

(1) 管理技術者は一級建築士であること。

(2) 管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に所属していること。

(3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。

(4) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

(5) 管理技術者及び各担当技術者は、平成23年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。

(6) 主たる分担業務分野である建築（総合）は再委託しないこと。

(7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。

| 分担業務分野 | 業務内容                                      |
|--------|---|
| 建築（総合） | 平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号ロ（1）の表中<br>（1）総合 |
| 建築（構造） | 同上（2）構造                                   |
| 電気設備   | 同上（3）設備                                   |
| 機械設備   | 同上（3）設備                                   |

#### 4 手続等

##### （1）担当部局

〒073-0195

砂川市西6条北3丁目1番1号（～4月）

砂川市西7条北2丁目1番1号（5月～）※庁舎新築により住所変更

砂川市経済部開発推進課

電話：0125-54-2121

##### （2）プロポーザルに係る関係資料の交付

###### ① 資料名

（ア）公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告

（イ）公募型プロポーザル実施要領

（ウ）砂川駅前地区整備基本設計委託特記仕様書

（エ）砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル参加表明書評価要領

（オ）砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル技術提案書等審査要領

② 交付期間 令和3年4月19日（月）から令和3年5月10日（月）午後4時まで

③ 交付場所 上記（1）担当部局

④ 上記資料は、砂川市のホームページからも入手可能。

（URL <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>）

##### （3）参加表明書の提出

① 提出期限 令和3年5月10日（月）午後4時まで

② 提出場所 上記（1）担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着のこと。）

##### （4）技術提案書提出者の選定

第一次審査として、3に定める業務上の条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、「砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル参加表明書評価要領」により評価し、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、5者以内を選定する。なお、提出者が1者の場合でも受付・審査をする。

(5) 審査結果の通知

技術提案書提出者を選定したときは、令和3年5月14日（金）までに選定結果通知書を電子メール及び文書により通知する。

(6) 技術提案書等の提出

- ① 提出期限 令和3年6月11日（金）午後4時まで
- ② 提出場所 〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号（庁舎新築により住所変更）  
砂川市経済部開発推進課  
電話：0125-54-2121
- ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着のこと。）

注1) 技術提案書等の提出者は選定結果通知書により、技術提案書等の提出要請を受けたものに限る。

5 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本円によるものとする。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリング審査に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約の締結
  - ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。  
なお、技術提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。
  - イ 契約保証金は免除する。
  - ウ 契約書の作成を要する。
- (4) 詳細は「砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル実施要領」による。